

平成 26 年度第 2 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 26 年 11 月 13 日 (木) 午後 1 時 30 分開会

2 場 所 長野県庁議会棟第 2 特別会議室

3 出席者

【委員】 原山委員、関委員、三浦委員、吉田委員、井原委員、井沢委員

【事務局 (特定行政庁)】

山田建築住宅課長、塩入課長補佐兼指導審査係長、政井主任、若林技師

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議 (議案第 1 号)

第一種中高層住居専用地域における公民館の増築について (松川町)

ア 概 要 法第 48 条第 3 項ただし書きの許可

(建築基準法第 48 条第 3 項ただし書の許可の説明)

第 48 条 第一種中高層住居専用地域内においては、別に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	公民館を建替えるということですが、スタジオとか調理室とか用途的には変わりませんか。
特定行政庁	既存と同様に中央公民館としての建替えとなります。
委 員	1 階の公民館と図書館の間の廊下部分には屋根を架けますか。
特定行政庁	屋根を架ける設計となっています。図書館、公民館、体育館のすべてが屋内で繋がる計画となっています。
委 員	立面図では外壁色が以前よりも少し派手になるような感じですが、既存と外壁色が異なるのは今回の建替え計画について、外壁色には特別な考え方があるのですか。
特定行政庁	本計画ではグレー系の既存に比べて落ち着いた色とされています。既存も違和感のない外壁色となる予定です。
委 員	この建築場所には以前公民館があったようですが、そのあとに図書館ができて、また今回建替えで公民館ができるということですね。デザインはその都度変更されているということでしょうか。根本的な理由は何でしょうか。

特定行政庁	既存建物の耐震性不足に起因し、改修するよりも建替える費用と変わらないため、建替えを選択し、都度デザインされています。
議長	議案第1号については、同意することに決定します。

(2) 包括同意案件に関する審議（議案第2号）

建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定により日影時間以上の日影を生じさせる建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第56条の2第1項ただし書きの許可

(建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可の説明)	
第56条の2 別に掲げる地域内にある別に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、それぞれ別に掲げる平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において、別に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。	

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし

委員	増築する体育館の右側には樹木がありますが、建設後は植え替えますか、または伐採するのでしょうか。
特定行政庁	樹木を植え替えるかどうかは不明です。
委員	体育館はデッドスペースに建設します。駐車場に使用されているようですが、建設後には駐車場はどのように対応しますか。
特定行政庁	敷地内の校舎間などの空きスペースで対応します。
委員	近隣への説明をおこなっていますか。日陰の影響があるとすると東側に存在する建物と思われるかどうか。
特定行政庁	以前、隣地は学校敷地でありました。現在は放課後の児童館として使用されている施設になります。学校との連携が図られている施設ですので、本計画については説明済みです。
議長	議案第2号については、同意することに決定します。

(3) 包括同意案件に関する審議（議案第3号）

建築基準法第43条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する

る許可に係る同意の事後報告

ア 概 要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

(建築基準法第 43 条第 1 項ただし書きの許可の説明)

第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし